

日時・場所	令和元年9月24日(火) 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、吉川病院事務部長、小山総務部長、三上総務部政策監、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、野崎都市建設部長、遠藤環境経済部長、杉本教育部長、川端会計管理者、吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- この週末に4回目となるオクトーバーフェストが開催された。台風の影響で天候が良くなかったが、無事に終わることができた。子どもからお年寄りまで幅広い年代に亘って来場されており、特に子ども連れのファミリー層や、小中高校生のグループを多く見かけた。年代を問わず、若い世代も自由に参加できる良い催しである。経済団体が中心となって開催されているが、できるだけ続けられるように支援していきたい。
- 先週の官庁速報で、国がバリアフリーの取組みを一層進める中で、自治体の取組状況を評価して順位を付けるとの記事があった。自分の財源で頑張るのは当然だが、基本的に財源は国の交付金である。だが、国からお金をもらうものではなく、一旦国税に集められたものが配分され、自治体に交付されるというシステムである。国が十分な補助金も出さないのに競わせるという姿勢は強権的である。本市では市民やまちの状況を客観的に見ながらバリアフリーを進めてもらっているので、国が評価して順位を付けるというのは疑問である。
- よく似たことで、国土交通省の整備局レベルの話であるが、国土強靱化計画がないと実質来年度から補助金や交付金を付けないと言いつけている。まずは強靱化計画の有無だと言うので作れば良いが、地方分権前の、基本構想を必置として、国と県が認めた構想でないと駄目であった過去の時代と同じような状態になっている。他の分野でも皆、計画を作らないと交付金や補助金を出さないという傾向になっており、実質は国からの縛りとなっている。これが当たり前と思わないようにしてもらいたい。

2. 議題

① 法制執務に係る職員研修の実施について

条例、規則等の解釈及び立案に係る基礎的知識を身につけ、実務能力の向上を図るため、入庁後3～4年目の職員を対象とする研修を、10月28日の午前と午後、11月5日の午後の1日半の課程で実施する。内容は昨年度に実施したものと同様であり、次年度以降も若手職員を対象に順次実施していく予定である。なお、対象外の職員も希望者は受講可能である。本研修は職員研修に位置付け、所属長には対象職員の派遣を依頼するので、受講について配慮をお願いしたい。

→受講者にアンケートは実施しているのか。

→復命は提出してもらっているが、アンケートは実施していない。

→次に向けた改善のため、可能であれば主催者側も評価されるように工夫して欲しい。

② 野洲市余裕期間設定工事実施要領の制定について

市が発注する建設工事において、柔軟な工期の設定を通じて受注者の円滑な工事施工体制確保を目的とし、余裕期間制度を導入する。余裕期間とは、工事着手以外の工事のための準備を行うための期間であり、工期の30%を超えず、かつ、最大120日を超えない範囲で設定して発注し、契約締結日から一定の期間内で受発注者が工事着手日を柔軟に選択できるもの。当該制度は既に9月9日から施行しており、記者発表とホームページで周知を行う。

→県内で導入事例はあるのか。また、国の状況はどうか。

→県内では本市が初となる。国では平成27年頃からガイドライン等を策定して推進されている。

### ③ 災害義援金等の受付について

千葉県に甚大な被害をもたらした台風 15 号による災害について、日本赤十字社で義援金の受付が開始されたことについて、社協から市に連絡があった。これを受け、市においても 9 月 25 日から 12 月 30 日まで受付を行う。なお、日赤にて受付期間が延長される場合は、本市の受付も同日まで延長することとする。

### ④ 野洲クリーンセンター第二期長期包括運営事業者の選定結果について

野洲クリーンセンター第二期長期包括運営事業者の選定については、昨年 11 月から技術審査委員会での審議を経て優秀提案者を選定し、8 月 28 日に落札者を決定した。本件については速報版として落札者決定について報告済みだが、審査講評結果も含めて改めて報告するもの。今後、落札者と速やかに契約を締結し、11 月 1 日から 12 年間で第二期運営事業を実施する。

→制度的に透明性を保つため、一連のプロセスは公表すべきだが、審査委員会の内容は公表されているのか。

→全て公表済みである。

→業者選定結果は速報で報告できており、全協での報告は不要ではないか。当該内容はこの場で確認の上、ホームページで公表すれば良い。

### ⑤ 滋賀県の「野洲市内特定空家にかかるアスベスト等の対策について」の状況について

本年 3 月 29 日付けで県より回答のあった特定空家にかかるアスベスト対策について、9 月 6 日付けの文書で県から本市あてに建築基準法に基づくその後の取組状況等の報告があった。この報告の中で、県の対応として現時点では建築基準法第 10 条の命令を行う必要はないとされている。しかし、平成 22 年の建物所有者宛の文書では、アスベスト飛散防止等の適切な措置を行うよう勧告されており、これまでの間、所有者によって何も措置がなされていないにも関わらず、所有者に対して命令をされないのは矛盾している。今後、改めて県に対して必要な費用負担を求めていきたいと考えている。

→県は勧告しているのだからリスクが存在すると言っているのに、今回の文書ではリスクがないと言っている。県議会の答弁では汎用の支援の仕組みを作ると言っているが、そんなことは期待していない。本市は県の責任部分を負ってもらうことを希望している。県は勧告から命令に至らないとお金を出す根拠がなくなると言っており、建築基準法で問題点を指摘して勧告・命令をしてから、実際は野洲市の行う代執行で問題解消という流れを想定していたようだが、法律論から見てもおかしい。

→調整会議にフィードバックしておくように。

### ⑥ 全員協議会への提出事項

9 月 27 日(金)に開催される全員協議会への提出案件について、クリーンセンターの案件は削除、特定空家の案件を追加し、報告事項 4 件、連絡事項 3 件を提出する。

## 3. その他伝達事項

○ この週末にオクトーバーフェストを開催したところ、多くの方に参加いただき感謝する。あいにくの天候だったが前年の 2/3 程度の来場者があり、ベースがしっかりしてきているのではないかと考えている。(環境経済部)

## 4. 次回部長会議の予定

9 月 30 日(月) 8 時 45 分～ 庁議室